

第1 計画の基本事項

1 計画策定の趣旨

北海道では、平成16年10月に、子どもの健やかな成長に適した豊かな自然環境など、北海道の特性を十分に生かしながら、社会全体で出産や子育て、子どもの成長をしっかり支えることができる社会を目指すことを目標とした「北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例」（以下「条例」という。）を全国に先駆けて制定し、平成17年度から3期15年にわたり、少子化対策に取り組んできました。

しかし、合計特殊出生率は全国平均を下回り、未婚化・晩婚化や核家族化の進行などにより、全国を上回るスピードで少子化が進行しており、その流れを変えるまでには至っていません。

また、全国的に見ても、出生数が平成28年に初めて100万人を割り込むなど、少子化が進行する中、国は平成29年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」において、幼児教育や高等教育の無償化、待機児童の解消など、子育て世帯や子どもたちに、大胆に政策資源を投入することとしています。

こうした、国の動向や本道における少子化の状況、第三期計画の評価結果を踏まえ、ライフ・ステージに応じた切れ目のない支援を行うため、第四期計画を策定し、今後5年間の少子化対策の具体的な施策や目標などを定めることとします。

2 計画のめざす姿

本道の将来を担う子どもが、広い大地と豊かな自然の中で、のびのびと心豊かに成長することは、道民全ての願いであり、少子化が進行するなかで、結婚、出産、子育てに対する不安や障壁を取り除き、これまでの計画と同様、子どもの健やかな成長に適した豊かな自然環境など、北海道の特性を十分に生かしながら、「安心して子どもを産み育てることができる環境」、「子どもが健やかに成長できる環境」の2つの環境づくりを進めていきます。

このため、現状の少子化の流れを変え、子どもの未来に夢や希望が持てる活力あふれる北海道の実現に向けて、条例で定める11の基本的施策に基づき、向こう5年間の少子化対策に関する施策目標を定め、ライフ・ステージごとに切れ目のない支援を総合的かつ計画的に実施します。

3 計画の位置づけ

本計画は「北海道総合計画」の特定分野別計画、条例第7条に基づく実施計画として策定し、関連する次の5つの計画の内容を盛り込みます。

No	計画名	根拠（法・通知）
1	都道府県行動計画	次世代育成支援対策推進法第9条
2	母子保健計画	母子保健について（平成26年6月17日付雇児発0617第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）
3	子ども・子育て支援事業支援計画	子ども・子育て支援法第62条
4	母子家庭等自立促進計画	母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条
5	都道府県社会的養育推進計画	都道府県社会的養育推進計画の策定について（平成30年7月6日付子発0706第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）

4 他計画との関連

「北海道子どもの貧困対策推進計画」と調和させるとともに、幼児教育や義務教育、高校教育などの教育分野や人口減少対策、保健・医療・福祉、男女平等参画、女性活躍、経済・雇用など関連する計画と整合性を保ち、連携して施策を展開します。

5 計画の期間

計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。